**○法務省告示第百六十九号**

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月二十日法務省告示第四百二十一号の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月十九日

法務大臣　上川　陽子

第二号ロの表に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 有限会社精光重機 | 埼玉県三郷市上口八百三十七番地二 | 建設機械施工 |

**○法務省告示第百七十号**

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十六年二月二十日法務省告示第七十二号の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月十九日

法務大臣　上川　陽子

第二号の表に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 有限会社大上空調サービス | 神奈川県綾瀬市早川二千百六十一番地八 | 冷凍空気調和機器施工 |

**○外務省告示第七十七号**

平成二十七年三月六日に東京で、改正された第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定に基づく日本国政府による資金の提供に関する次の書簡の交換がアメリカ合衆国政府との間に行われた。

平成二十七年三月十九日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、二千十三年十月三日に東京で署名された第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する議定書により改正された二千九年二月十七日に東京で署名された第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定に言及するとともに、特に、改正された同協定において、日本国の各会計年度において予算に計上されるべき日本国が提供する資金の額は、両政府間の協議を通じて日本国政府が決定し、及び日本国の各会計年度において両政府が締結する別途の取極に記載することが規定されていることに言及し、並びに二千四年八月二十九日に東京で交換された書簡によって行われた日本国が提供する資金に関する取極に言及する光栄を有します。

本大臣は、また、第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する両政府間の討議に言及するとともに、当該討議の結果、次の取極を日本国政府に代わって提案する光栄を有します。

1　日本国政府は、自国の関係法令に従い、アメリカ合衆国政府に対し、日本国の平成二十六会計年度において補足的に予算に計上された一億七千六百万合衆国ドル（一七六、〇〇〇、〇〇〇ドル）の資金の提供を行う。これにより、日本国の平成二十六会計年度において予算に計上された日本国が提供する資金の総額は、一億八千五百八十万合衆国ドル（一八五、八〇〇、〇〇〇ドル）となる。

2　各個別の事業に拠出される日本国が提供する資金の額は、付表に定める。

3　付表は、日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の合意によって修正することができる。

本大臣は、更に、前記の提案がアメリカ合衆国政府にとって受諾し得るものである場合には、この書簡及びアメリカ合衆国政府にかわるその旨の閣下の返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十五年三月六日に東京で

日本国外務大臣　岸田文雄

アメリカ合衆国特命全権大使

キャロライン・ケネディ閣下

付表

南アンダーセン地区における訓練場の建設事業

一億七千六百万合衆国ドル（一七六、〇〇〇、〇〇〇ドル）

（米国側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本使は、更に、閣下の書簡に述べられた提案がアメリカ合衆国政府にとって受諾し得るものであること並びに閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることをアメリカ合衆国政府に代わって確認する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十五年三月六日に東京で

アメリカ合衆国特命全権大使　キャロライン・ケネディ

日本国外務大臣　岸田文雄閣下

**○厚生労働省告示第七十一号**

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成二十年厚生労働省告示第三百八十四号）の一部を次のように改正し、平成二十六年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。ただし、平成二十五年度以前の年度の予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

平成二十七年三月十九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表補助金等の名称の欄中「政府開発援助アジア労働技術協力費等補助金」を「政府開発援助アジア労働技術協力費等補助金　独立行政法人医薬基盤研究所設備整備費補助金」に、「年金生活者支援給付金支給準備市町村事務取扱交付金　生活基盤施設耐震化等交付金　保育所等整備交付金」を「年金生活者支援給付金支給準備市町村事務取扱交付金　備市町村事務取扱交付金」に改め、同表中

| | | |
|---|---|---|
| 前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの | 機械式駐車設備 | 一〇年 |
| | その他の設備 | 一〇年 |
| 金属製のもの | 主として金属製のもの | 一七年 |
| | その他のもの | 一七年 |
| | 開発研究用のもの | 四年 |
| | その他のもの | 八年 |

を

| | | |
|---|---|---|
| 前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの | 機械式駐車設備 | 一〇年 |
| | その他の設備 | 一〇年 |
| 金属製のもの | 主として金属製のもの | 一七年 |
| | その他のもの | 一七年 |
| | 開発研究用のもの | 四年 |
| | その他のもの | 八年 |

に改める。